

廃棄物のカドミウム濃度等に係る実態調査結果

1. 産業廃棄物のカドミウム濃度等に係る実態調査結果

1. 1 カドミウム濃度等に係る実態調査

(1) 調査対象

①対象事業所

化学物質排出移動量届出制度（PRTR 制度）に基づき、カドミウムについて、平成 24 年度の廃棄物の移動量を届出のあった事業所、及びヒアリング調査によりカドミウムを使用していることが確認された事業所の計 50 事業所を調査対象とした。

調査を実施した事業所数の内訳を表 1 に示す。

表 1. 調査対象の事業所数

調査対象事業所	事業所数
平成 24 年度 PRTR 届出事業所数	45
うち回答のあった事業所数	43
ヒアリング調査によりカドミウムを含む廃棄物を排出していることが確認された事業所*	7
うち回答のあった事業所数	7
回答のあった事業所数の合計	50

※非鉄金属製造業（2 事業所）、電機機械器具製造業（3 事業所）

輸送用機械器具製造業（2 事業所）

②調査事項

調査事項は、以下の項目とした。

- ・カドミウムを含む廃棄物の種類、年間排出量、排出施設の名称及び分類
- ・カドミウムを含む廃棄物の取扱い（産業廃棄物、特別管理産業廃棄物）
- ・カドミウムの測定結果（カドミウムの溶出量又は含有量、測定時期）
- ・カドミウムを含む廃棄物の処分先（中間処理先、最終処分先）

## (2) 調査結果

### ①各業種における廃棄物（燃えがら、汚泥、ばいじん、鉱さい）のカドミウム溶出量

各業種における廃棄物（燃えがら、汚泥、ばいじん、鉱さい）のカドミウム溶出量を表2及び図1に示す。

回答のあった廃棄物のカドミウム溶出量は、最大値がばいじんの2600 mg/L、最小値が汚泥の0.0005 mg/L未満であった。カドミウム溶出量が0.09 mg/L～0.3 mg/Lのうち2事業者からの廃棄物（電気機械器具製造業の事業所からの汚泥）は、特別管理産業廃棄物に準じて取り扱われていた。

表2. 各業種における廃棄物のカドミウム溶出量<sup>※1</sup>

業種名	廃棄物の種類	データ数	のべ事業所数	カドミウム溶出量(mg/L) <sup>※2</sup>						
				最小値	中央値	最大値	0.01以下	0.01～0.09	0.09～0.3	0.3以上
下水道業	燃えがら	2	1	<0.01	<0.01	<0.01	2	0	0	0
	汚泥	2	2	<0.001	0.0055 <sup>※3</sup>	<0.01	2	0	0	0
化学工業	汚泥	1	1	0.03	0.03	0.03	0	1	0	0
金属製品製造業	汚泥	7	7	0.001	0.01 <sup>※3</sup>	<0.03	5	2	0	0
鉄鋼業	ばいじん	9	5	18	40	250	0	0	0	9
電気機械器具製造業	汚泥	8	3	0.001	0.09	110	2	2	2	2
非鉄金属製造業	汚泥	13	9	<0.001	0.03 <sup>※3</sup>	1270	3	5	1	4
	鉱さい	2	2	<0.001	0.0055 <sup>※3</sup>	<0.01	2	0	0	0
	ばいじん	1	1	2600	2600	2600	0	0	0	1
輸送用機械器具製造業	汚泥	5	2	<0.0005	0.005 <sup>※3</sup>	0.2	3	1	1	0
計		50	33	-	-	-	19	11	4	16

※1 回答のあったもののうち、直近5年間（平成21年度以降）の測定データを集計した。

※2 定量下限値未満の場合、定量下限値を測定値と仮定した。

※3 中央値は、定量下限値未満を定量下限値の数値として取扱い、算出した。

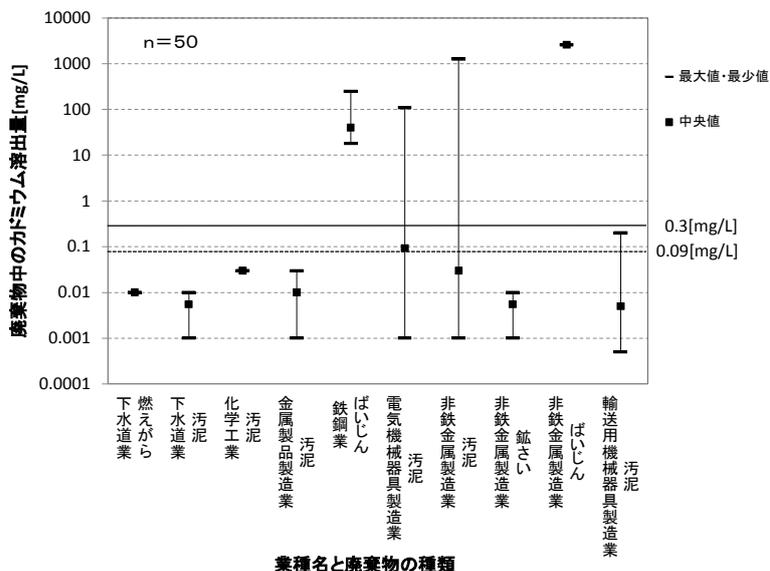


図1. 各業種における廃棄物のカドミウム溶出量

②各業種における廃棄物（廃酸、廃アルカリ）のカドミウム含有量

各業種における廃棄物（廃酸、廃アルカリ）のカドミウム含有量を表 3 及び図 2 に示す。回答のあった廃棄物のカドミウム含有量は、最大値が廃酸・廃アルカリの 20000 mg/L、最小値が廃酸の 0.01 mg/L 未満であった。

表 3. 各業種における廃棄物のカドミウム含有量※1

業種名	廃棄物の種類	データ数	のべ事業所数	カドミウム含有量(mg/L)※2						
				最小値	中央値	最大値	0.1以下	0.1～0.3	0.3～1.0	1.0以上
金属製品製造業	廃酸	10	10	<0.01	46.5※3	63	3	0	0	7
	廃アルカリ	2	2	0.1	0.1	0.1	2	0	0	0
電気機械器具製造業	廃酸	1	1	7.7	7.7	7.7	0	0	0	1
非鉄金属製造業	廃酸	2	2	5.2	502.6	1000	0	0	0	2
	廃アルカリ	1	1	<0.1	<0.1	<0.1	1	0	0	0
輸送用機械器具製造業	廃酸	1	1	20000	20000	20000	0	0	0	1
	廃アルカリ	2	1	39	10019.5	20000	0	0	0	2
計		19	18	-	-	-	6	0	0	13

※1 回答のあったもののうち、直近5年間（平成21年度以降）の測定データを集計した。

※2 定量下限値未満の場合、定量下限値を測定値と仮定した。

※3 中央値は、定量下限値未満を定量下限値の数値として取扱い、算出した。

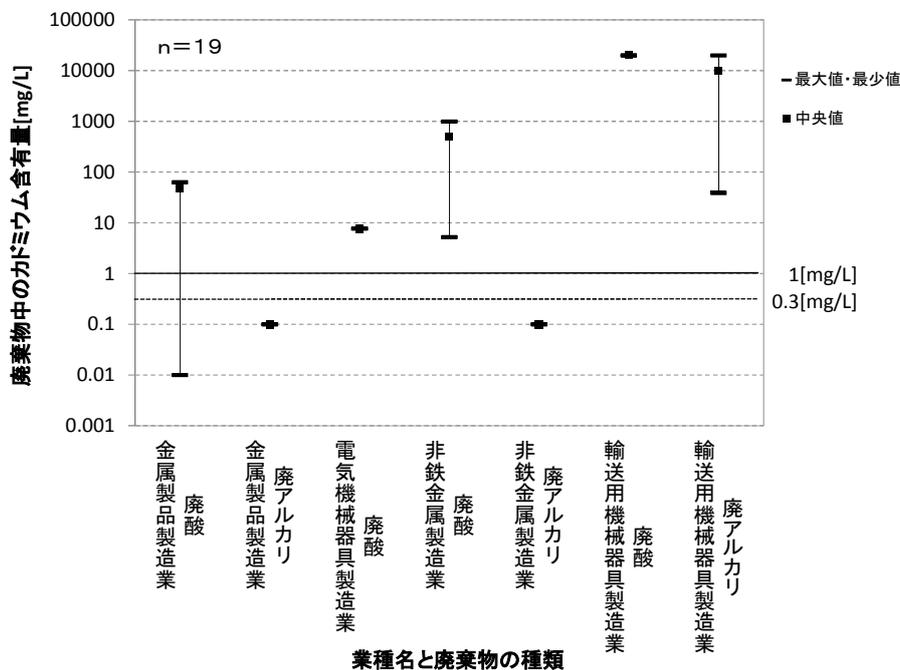


図 2. 各業種における廃棄物のカドミウム含有量

③ 特別管理産業廃棄物の判定基準の変更について

カドミウムの環境基準値の変更に伴う特別管理産業廃棄物の判定基準の変更について、猶予期間等の要望は受けていない。

## 1. 2 カドミウムの溶出抑制処理の実態調査

「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成4年7月3日厚生省告示第194号）」において、特別管理廃棄物の一部のばいじん及びその処理物について、溶融固化、焼成、セメント固化、薬剤処理、酸その他溶媒による抽出法のいずれかによる重金属の溶出抑制のための処理を行うことが義務付けられている。

今般、産業廃棄物について、カドミウムの溶出抑制処理の実態調査を行った。

### （1）調査対象

#### ①対象事業所

都道府県及び政令市より情報提供があった、特別管理産業廃棄物の処分業許可を有する事業者のうち、許可の事業範囲に特定有害産業廃棄物に係る有害物質にカドミウム又はその化合物を含む事業者をアンケート調査の対象とした。

調査対象事業所は114事業所で、84事業所から回答があり、このうちカドミウムを含む廃棄物を実際に処理している事業所は75事業所であった。

#### ②調査事項

調査項目は、以下の4項目とした。

- ・事業所において実施している処理方法と処理の対象となる廃棄物の種類
- ・カドミウムの測定結果（処理方法、処理の対象となる廃棄物の種類、廃棄物の排出元の業種、処理前及び処理後のカドミウムの溶出量、測定時期）
- ・処理後の廃棄物の最終処分先
- ・処理後の廃棄物のカドミウム溶出量を0.09mg/Lにする場合の追加的な対応の必要性

### （2）調査結果

#### ①事業所において実施している処理方法と処理の対象となる廃棄物の種類

事業所において実施している処理方法と処理の対象となる廃棄物の種類を図3に示す。廃棄物の種類及び処理方法について、189回答があった。燃えがら、汚泥及び鉍さいについては、溶融により処理すると回答した事業所が最も多く、それぞれ約30%（12事業所）、約30%（15事業所）、約60%（11事業所）であった。ばいじんについては、キレート処理のみまたはキレート処理及びセメント固化等により処理すると回答した事業所が最も多く、約40%（24事業所）であった。廃酸・廃アルカリについては、中和・凝集沈殿等により処理すると回答した事業所が多く、約40%（6事業所）であった。

表 4. 処理方法と処理の対象となる廃棄物の種類<sup>※1</sup>

処理方法	燃えがら	ばいじん	汚泥	鉍さい	廃酸・廃アルカリ	その他 <sup>※3</sup>	計
溶融	12	17	15	11	2	3	60
セメント固化	6	4	9	3	0	1	23
キレート処理	5	17	0	0	1	0	23
キレート処理及びセメント固化	3	7	5	0	1	2	18
中和・凝集沈殿等	2	2	4	1	6	0	15
焼却	1	0	3	0	2	1	7
コンクリート固形化・混練	2	2	2	1	1	0	8
還元焙焼	1	3	2	1	1	0	8
焼成	1	1	1	0	0	0	3
その他 <sup>※2</sup>	4	5	9	2	3	1	24
計	37	58	50	19	17	8	189

※1 複数回答あり

※2 金属回収、精錬、脱水、キレート処理及びその他処理等

※3 廃棄物の種類については回答なし

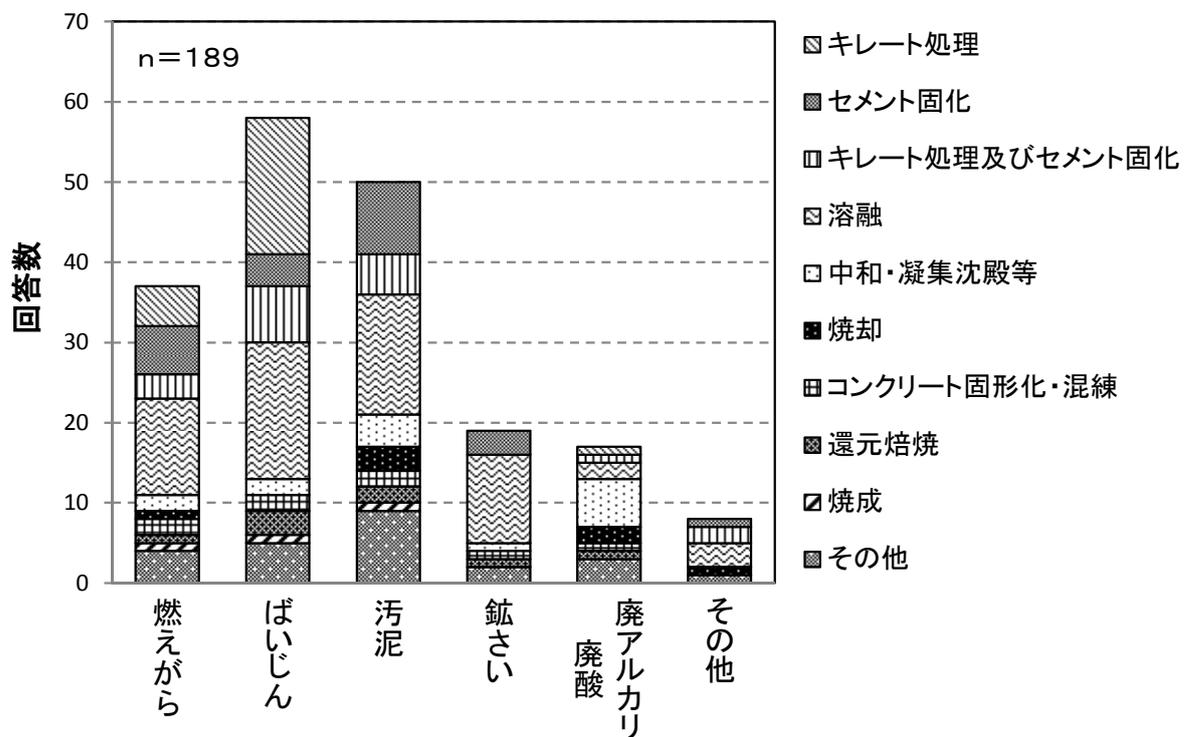


図 3. 処理方法と処理の対象となる廃棄物の種類

## ②中間処理前後の廃棄物のカドミウム溶出量

直近5年間(平成21年度以降)の中間処理前後の廃棄物のカドミウム溶出量に関して、処理前については38回答、処理後については97回答あった。取りまとめた結果を、表5～表9に示す。

### ○溶融

回答のあったもののうち、ばいじんの処理前の溶出量は2.1mg/Lであり、処理後は0.01mg/L未満であった。

表5. カドミウム溶出量の測定結果(溶融)

方法	種類	排出元の業種	処理前(mg/L)				処理後(mg/L)			
			n	最小値	中央値	最大値	n	最小値	中央値	最大値
溶融処理	燃えがら	非鉄金属製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
		鉄鋼業	-	-	-	-	-	-	-	-
		金属製品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
		廃棄物処理業	-	-	-	-	1	<0.001	<0.001	<0.001
		その他	-	-	-	-	-	-	-	-
	ばいじん	非鉄金属製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
		鉄鋼業	-	-	-	-	-	-	-	-
		金属製品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
		廃棄物処理業	-	-	-	-	1	<0.001	<0.001	<0.001
		その他	1	2.1	2.1	2.1	2	<0.001	0.0055*	<0.01
	汚泥	非鉄金属製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
		鉄鋼業	-	-	-	-	1	<0.01	<0.01	<0.01
		金属製品製造業	-	-	-	-	1	<0.01	<0.01	<0.01
		廃棄物処理業	-	-	-	-	1	<0.001	<0.001	<0.001
		その他	-	-	-	-	1	<0.001	<0.001	<0.001
	その他	非鉄金属製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
		鉄鋼業	-	-	-	-	-	-	-	-
		金属製品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
		廃棄物処理業	-	-	-	-	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-	17	<0.001	<0.001	<0.001

※中央値は、定量下限値未満を定量下限値の数値として取扱い、算出した。

### ○セメント固化

ばいじんについて、回答のあった処理前の溶出量の範囲は60.4mg/L～2.6mg/Lであり、処理後はすべて0.01mg/L未満であった。汚泥について、回答のあった処理前の溶出量は0.06mg/L及び0.01mg/L未満であり、処理後はすべて0.01mg/L未満であった。

表6. カドミウム溶出量の測定結果(セメント固化)

方法	種類	排出元の業種	処理前(mg/L)				処理後(mg/L)			
			n	最小値	中央値	最大値	n	最小値	中央値	最大値
セメント固化	ばいじん	非鉄金属製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
		鉄鋼業	-	-	-	-	-	-	-	-
		金属製品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
		廃棄物処理業	1	60.4	60.4	60.4	1	<0.01	<0.01	<0.01
		その他	3	2.6	3.44	10.5	3	<0.01	<0.01	<0.01
	汚泥	非鉄金属製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
		鉄鋼業	2	<0.01	0.035*	0.06	2	<0.01	<0.01	<0.01
		金属製品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
		廃棄物処理業	-	-	-	-	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-	-	-	-	-

※中央値は、定量下限値未満を定量下限値の数値として取扱い、算出した。

○ キレート処理

回答のあったもののうち、ばいじんの処理前の溶出量の範囲は 1.9 mg/L～47 mg/L であり、処理後は 0.12 mg/L～0.001mg/L 未満であった。

表 7. カドミウム溶出量の測定結果（キレート処理）

方法	種類	排出元の業種	処理前(mg/L)			処理後(mg/L)				
			n	最小値	中央値	最大値	n	最小値	中央値	最大値
キレート処理	ばいじん	非鉄金属製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
		鉄鋼業	4	1.9	7.7	10	4	<0.005	<0.03	0.12
		金属製品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
		廃棄物処理業	-	-	-	-	-	-	-	-
		その他	1	47	47	47	9	<0.001	0.001※	0.1
	その他※※	非鉄金属製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
		鉄鋼業	-	-	-	-	-	-	-	-
		金属製品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
		廃棄物処理業	-	-	-	-	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-	1	<0.002	<0.002	<0.002

※中央値は、定量下限値未満を定量下限値の数値として取扱い、算出した。

※※回答なし

○ キレート処理及びセメント固化

回答のあったもののうち、ばいじんの処理前の溶出量は 700 mg/L であり、処理後は 0.06 mg/L であった。また、鉱さいの処理後の溶出量は 0.08 mg/L であった。

表 8. カドミウム溶出量の測定結果（キレート処理及びセメント固化）

方法	種類	排出元の業種	処理前(mg/L)			処理後(mg/L)				
			n	最小値	中央値	最大値	n	最小値	中央値	最大値
キレート処理及びセメント固化	燃えがら	非鉄金属製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
		鉄鋼業	-	-	-	-	-	-	-	-
		金属製品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
		廃棄物処理業	-	-	-	-	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-	1	<0.002	<0.002	<0.002
	ばいじん	非鉄金属製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
		鉄鋼業	1	700	700	700	1	0.06	0.06	0.06
		金属製品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
		廃棄物処理業	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱さい	非鉄金属製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
		鉄鋼業	-	-	-	-	-	-	-	-
		金属製品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
		廃棄物処理業	-	-	-	-	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-	1	0.08	0.08	0.08

○ その他の処理

回答のあったもののうち、処理前の溶出量の範囲は0.02 mg/L～36.92 mg/L、廃酸の濃度は110 mg/Lであり、処理後の溶出量はいずれも0.1 mg/L未満、濃度は0.01 mg/L未満であった。

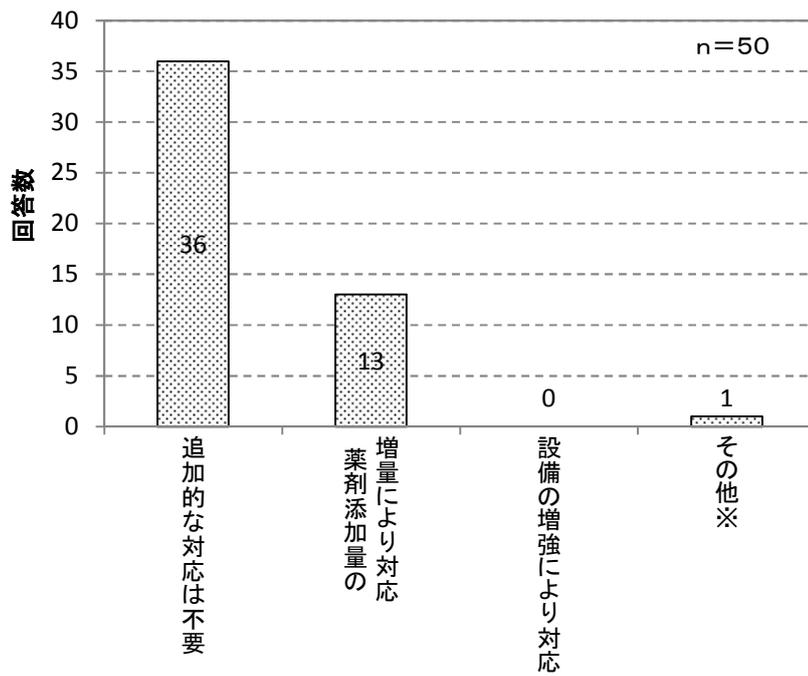
表9. カドミウム溶出量の測定結果（その他の処理）

方法	種類	排出元の業種	処理前(mg/L)			処理後(mg/L)				
			n	最小値	中央値	最大値	n	最小値	中央値	最大値
その他の処理	燃えがら	非鉄金属製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
		鉄鋼業	-	-	-	-	-	-	-	-
		金属製品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
		廃棄物処理業	-	-	-	-	-	-	-	-
		その他	3	0.89	1.8	5.2	4	<0.01	0.015**	<0.02
	ばいじん	非鉄金属製造業	1	0.12	0.12	0.12	1	<0.025	<0.025	<0.025
		鉄鋼業	1	36.92	36.92	36.92	1	<0.001	<0.001	<0.001
		金属製品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
		廃棄物処理業	-	-	-	-	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-	1	<0.01	<0.01	<0.01
	汚泥	非鉄金属製造業	1	0.91	0.91	0.91	1	<0.025	<0.025	<0.025
		鉄鋼業	-	-	-	-	-	-	-	-
		金属製品製造業	4	0.42	2.0	2.7	4	<0.02	<0.02	<0.1
		廃棄物処理業	6	0.02	0.8	2.9	6	<0.001	<0.01	<0.025
		その他	3	0.039	0.2	4.1	4	<0.01	0.018**	<0.03
	廃アルカリ・廃酸	非鉄金属製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
		鉄鋼業	-	-	-	-	-	-	-	-
		金属製品製造業	1	110	110	110	1	<0.01	<0.01	<0.01
		廃棄物処理業	-	-	-	-	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-	1	<0.01	<0.01	<0.01
その他	非鉄金属製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	
	鉄鋼業	-	-	-	-	-	-	-	-	
	金属製品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	
	廃棄物処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他	5	10	10	10	25	<0.005	<0.005	<0.01	

※中央値は、定量下限値未満を定量下限値の数値として取扱い、算出した。

③ 廃棄物のカドミウム溶出量を抑制するための追加的な対応の必要性

処理後の廃棄物のカドミウム溶出量を0.09mg/Lにする場合の追加的な対応の必要性に関する回答結果を図4に示す。回答した50事業所のうち約70%（36事業所）が、追加的な対応は不要と回答した。また約30%（13事業所）が、薬剤添加量の増量により対応すると回答した。1事業所は、高濃度のカドミウムを含む廃棄物を受入れしないことにより対応すると回答した。この事業所が受け入れている廃棄物の溶出レベルについて、0.09mg/L以下に溶出抑制することが可能か、他の数事業所に追加ヒアリングを行った結果、可能という回答があった。



※高濃度のカドミウムを含む廃棄物を受入れしないことにより対応

図 4. 処理後の廃棄物のカドミウム溶出量を 0.09mg/L 以下にするために必要な対応

## 2. 一般廃棄物焼却施設のばいじん及び燃え殻等のカドミウム濃度に係る実態調査

### (1) 調査対象及び調査事項

#### ①対象施設

- ・ 廃棄物処理法施行令第 5 条第 1 項に定める焼却施設

#### ②調査事項

- ・ 焼却施設より生じた下記 4 種の廃棄物の年間排出量、測定の有無及び測定回数、カドミウム濃度測定結果

ばいじん

ばいじんを処分するために処理したもの

燃え殻

溶融スラグ

#### ③調査方法

- ・ 環境省より都道府県・政令市を通じて、市町村・一部事務組合等の実態調査票を配布、回収。

- ・ 平成 26 年 11 月 26 日現在、1,006 箇所の焼却施設、1,208 炉より回答を得た。

表 10. 実態調査回答数

市町村、 一部事務組合等	焼却施設数 (箇所)	炉数 (炉)
800	1,006	1,208

### (2) 実態調査結果

#### ①カドミウムの測定状況（溶出試験）

- ・ 表 11 のとおり、ばいじん処理物及び燃え殻の測定状況（回答が得られたもの）は 50%程度である。また、ばいじんの測定状況は 31%となっている。

表 11. 一般廃棄物焼却施設でのカドミウム濃度測定状況

【平成25年度】

	溶出試験			
	ばいじん	ばいじん 処理物※	燃え殻	溶融 スラグ
測定施設(炉)数	375	663	639	183
測定実施率※※	31%	55%	53%	15%

※ばいじん処理物:ばいじんを処分するために処理したもの

※※全回答施設炉数1,208炉に占める百分率

## ②カドミウム溶出試験結果

・表 12 のとおり、廃棄物種類ごとのカドミウム溶出試験結果から、測定されたカドミウム溶出量の最大値は、“ばいじん” 0.130mg/L、“ばいじん処理物” 0.230mg/L、“燃え殻” 0.030mg/L、“溶融スラグ” 0.010mg/L であった。

・また、廃棄物種類別のカドミウム溶出試験結果の分布状況を図 5～図 8 に示す。

※定量下限値未満の場合、定量下限値を測定値と仮定した。

※検出限界値未満の場合、濃度を 0mg/L と仮定した。

※年間複数回の測定を行っている焼却施設については、測定値の最大値を当該焼却施設のカドミウム濃度とした。

表 12. 廃棄物種類ごとのカドミウム溶出量

【mg/L】

項目	ばいじん	ばいじん 処理物	燃え殻	溶融スラグ
データ数	364	632	607	175
最大値	0.130	0.230	0.030	0.010
90%TILE値	0.020	0.020	0.020	0.010
中央値	0.005	0.005	0.005	0.001

## ばいじん(溶出試験)

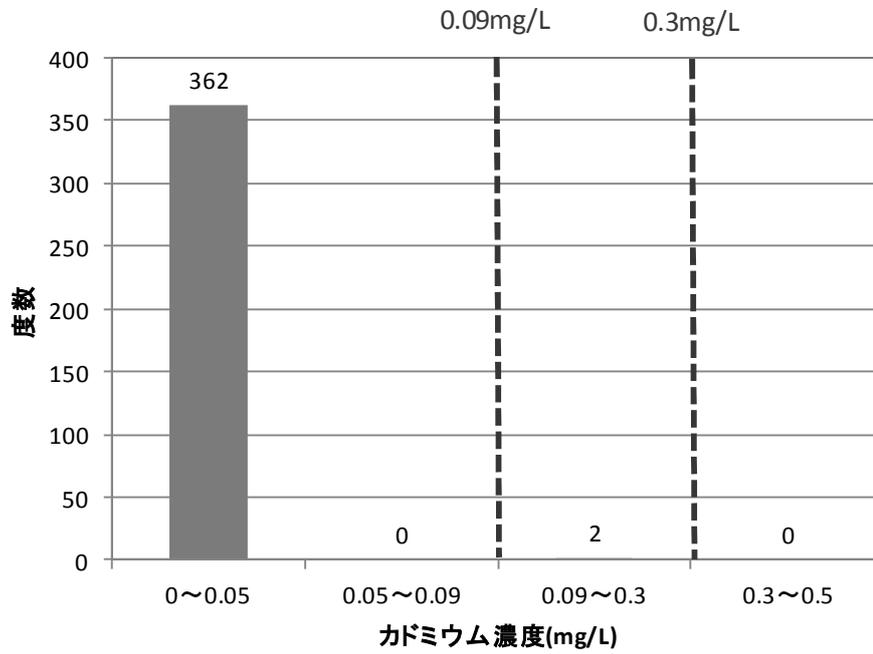


図 5. ばいじんのカドミウム溶出量測定結果の分布

## ばいじん処理物(溶出試験)

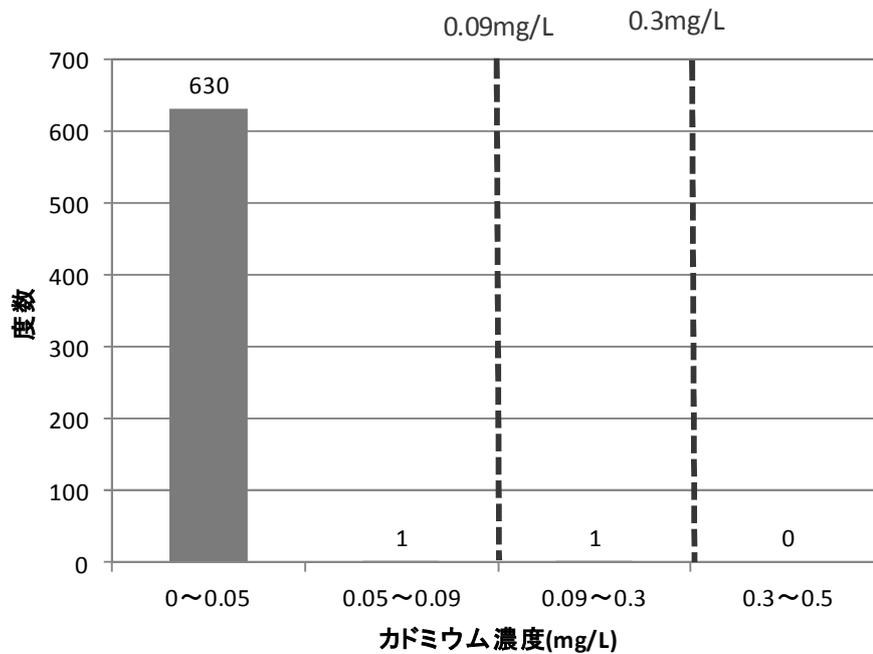


図 6. ばいじん処分のために処理したもののカドミウム溶出量測定結果の分布

## 燃え殻(溶出試験)

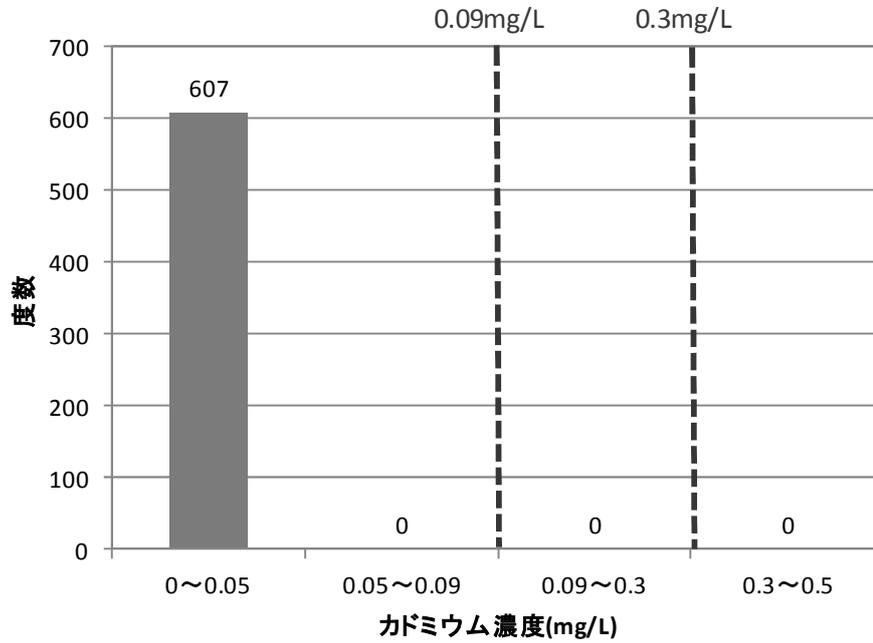


図 7. 燃え殻のカドミウム溶出量測定結果の分布

## 溶融スラグ(溶出試験)

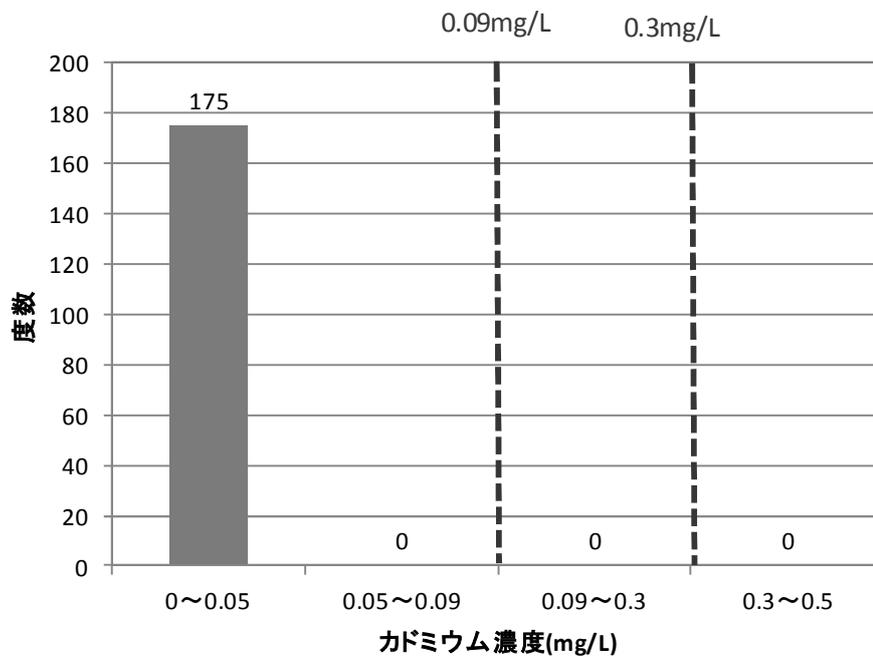


図 8. 溶融スラグのカドミウム溶出量測定結果の分布

③溶出試験結果が0.09mg/Lを超過した廃棄物がある施設の状況

・なお、0.09mg/Lを超過した廃棄物がある施設は3施設あり、これら施設の諸元、焼却対象廃棄物等の状況や、基準強化に対する追加的対応の可否についてヒアリングを行った結果は、表14、15のとおりである。

表13. 3施設の諸元・焼却対象廃棄物等の状況

施設名	使用開始年度	処理能力(t/日)	炉形式	運転方式	産廃受入れ	ごみ組成分析結果(%)					
						紙・布類	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	木、竹、わら類	ちゅう芥類	不燃物類	その他
a施設	2010	255	シャフト式	全連	無し	51.2	16.1	14.6	13.8	0.9	3.4
b施設	2002	168	流動床式	全連	無し	37.4	37.9	4.9	17.5	1.3	1.0
c施設	2002	380	流動床式	全連	無し	60.5	23.8	3.8	5.1	1.9	4.9

表14. 3施設の測定対象廃棄物と濃度・排出量・追加的対応

施設名	処理対象廃棄物	カドミウム濃度(mg/L)	ばいじん等年間排出量(t/年)				追加的対応の可否等
			ばいじん	ばいじん処理物	燃え殻	熔融スラグ	
a施設	ばいじん	0.12	0	1,552	0	6,668	a施設はシャフト式熔融炉であり、熔融スラグとばいじんが発生する。ばいじんは薬剤処理後、管理型最終処分場に埋立処分している。ばいじん処理物の溶出試験結果は、<0.005mg/Lであり、現状の処理で対応できている。
b施設	ばいじん	0.13	911	0	0	1,843	b施設は流動床式ガス化熔融炉であり、熔融スラグとばいじんが発生する。H18年度以降はばいじん、熔融スラグとも業者へ引き渡し、山元還元を行っている。引き続き山元還元を行っていく予定のため、追加対応は必要ないとする。
c施設	ばいじん処理物	0.23	0	1,664	0	3,204	c施設は流動床式焼却施設と廃熔融炉を併設しており、熔融スラグとばいじん処理物を発生する。ばいじん処理物の溶出試験結果は0.09mg/Lを超過している場合もあるが、現状の処理（薬剤処理、セメント固化）の調整等を検討している。

(参考)

一般廃棄物であるばいじん及び燃え殻の処理と特別管理一般廃棄物（以下「特管一廃」という。）の該当について

	ばいじん	燃え殻
特管一廃の該当	該当（令第一条第二号）	該当しない
処理方法 ※当該処理により特管一廃でなくなる処分又は再生の方法（平成四年厚生省告示第百九十四号 <sup>注1)</sup> ）	・ 溶融固化 ・ 焼成 ・ セメント固化 ・ 薬剤処理 ・ 酸抽出	不要
処理の効果	・ 埋立処分基準（平成四年環境庁告示第四十二号 <sup>注2)</sup> ）の「金属等が溶出しない」に合致するようになる。  ※通知(平成4年8月31日環水企182号 <sup>注3)</sup> )により、「金属等が溶出しない」とは、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令(昭和四十八年総理府令第五号)で定める基準に適合することと解されている。	そのまま埋立処分可能

注1) 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成四年七月三日厚生省告示第百九十四号）

注2) 特別管理一般廃棄物等を処分又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に関する基準（平成四年七月三日環境庁告示第四十二号）

注3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に規定する廃棄物の収集、運搬、処分等の基準及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令に規定する埋立場所等に排出する廃棄物の排出方法に関する基準の改正について（平成4年8月31日環水企182号）」